

市・県民税、所得税の申告はお早めに

※申告期間中は市役所税務課窓口での申告・相談受付はできません。

市・県民税 2月16日(金)～3月15日(木)

平成30年度の市・県民税は、平成29年中の所得を基に計算されます。確定申告をしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はしなければならぬ場合があります。必ず期限内に申告し、納税を済ませましょう。



市・県民税
 申告が必要な人
 (次ページのフローチャートを参考にしてください)
 ①平成30年1月1日現在、富岡市に住所がある人で、次のいずれかに該当する人
 ▽営業・農業などの事業を営んでいる人
 ▽不動産所得(地代・家賃・駐車場料・広告料など)・配当所得・一時所得(生命保険契約に基づく満期返戻金など)・雑所得などがある人
 ▽国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人で、所得がなく、誰の扶養親族にもなっていない人
 ②平成30年1月1日現在、富岡市に住所があり、給与所得がある人で、次のいずれかに該当する人
 ▽勤務先から市に給与支払報告書の提出がない人
 ▽給与所得以外に所得がある人
 ▽平成29年中に中途就職・退職などにより、勤務先で年末調整をしていない人

申告を怠ると...
 遺族年金や障害年金などの「非課税所得」のみを受けている人や、前年中に全く所得がなかった人でも、申告書を提出することにより、所得証明などの税証明、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減、国民年金保険料の免除、介護保険料・保育料や市営住宅家賃などの算定の資料になります。提出しないと所得の有無が判断できず、申告の催促などで迷惑をお掛けする場合がありますので、期限内に忘れずに申告してください。

※所得税の確定申告をする人や給与所得のみで年末調整が正しく済んでいて、勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人は、市・県民税の申告は必要ありません。

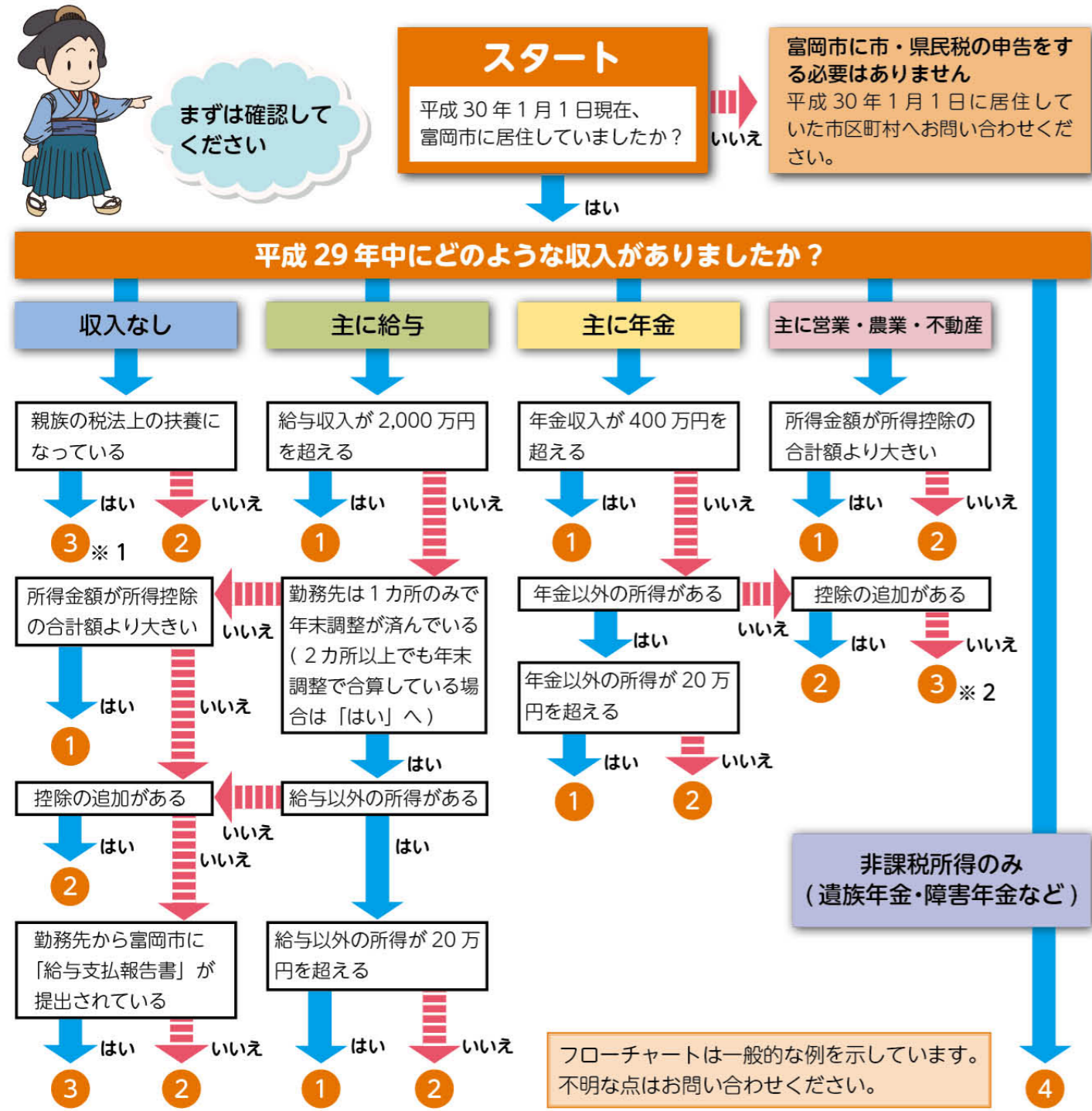
●市・県民税の申告相談・受付を、申告期間中に市役所や公民館で行います。日時や会場など詳しくは、14ページをご覧ください。

平成29年分の確定申告におけるお知らせ

※詳しくは富岡税務署へお問い合わせください。

医療費控除を適用される人へ
 平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。
 ※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は除きます(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。

セルフメディケーション税制
 健康の保持増進や疾病の予防として一定の取り組みを行う人が、特定一般用医薬品等購入費^{※1}を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。
 ※1 医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。



判定結果

1	確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば市・県民税の申告は必要ありません。確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当事項を必ず記入してください。
2	市・県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
3	確定申告、市・県民税の申告は必要ありません	「※1」の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。「※2」の人で所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
4	市・県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置を受ける場合や、国民年金保険料の免除申請をする場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。

※所得税には、復興特別所得税も含まれます。